

新 旧 対 照 表

旧

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則(抜粋)

(要配慮者が専ら利用する施設)

第5条 条例第39条の社会福祉事業を行う施設等のうち要配慮者が入所し、又は通所する等の形態をとるものは、次に掲げる施設等とします。

(1)～(5) 略

(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う施設等、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る同条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う施設等、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院、同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設等、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う施設等、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

新

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則(抜粋)

(要配慮者が専ら利用する施設)

第5条 条例第39条の社会福祉事業を行う施設等のうち要配慮者が入所し、又は通所する等の形態をとるものは、次に掲げる施設等とします。

(1)～(5) 略

(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う施設等、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る同条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う施設等、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院、同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設等、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う施設等並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改

並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設等

(7) 略

正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設等

(7) 略